



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 規則
 - *80 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (社会福祉課)..... 1
- 公安委員会規則
 - *9 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 8
- 告示
 - 966 一般競争入札による落札者の決定 (脱炭素政策課)..... 13
 - 967 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止 (介護サービス指導課)..... 13
 - 968 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)..... 14
 - 969 " (")..... 15
 - 970 保安林予定森林 (森林整備課)..... 16
 - 971 " (")..... 16
 - 972 保安林の指定 (")..... 17
 - 973 " (")..... 17
 - 974 保安林の指定施業要件の変更 (")..... 18
 - 975 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 18
 - 976 " (")..... 18
- 会計管理者訓令
 - *3 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 19

規 則

和歌山県規則第80号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年11月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成12年和歌山県規則第125号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職権の委任) 第2条 法第19条第4項の規定により、法第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、第62条、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条及び第81条に規定する保護の実施機関として行うべき知事の権限について、 <u>法第55条の4第2項の規定により、法第55条の4第1項、第55条の6及び第78条の2第2項に規定する就労自立給付金の支給に関する権限について、法第55条の5第2項の規定により準用する法第55条の4第2項の規定により、法第55条の5第1項及び第</u>	(職権の委任) 第2条 法第19条第4項の規定により、法第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、第62条、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条及び第81条に規定する保護の実施機関として行うべき知事の権限について、 <u>法第55条の4第2項の規定により、法第55条の4第1項、第55条の6及び第78条の2第2項に規定する就労自立給付金の支給に関する権限について、法第55条の5第2項の規定により準用する法第55条の4第2項の規定により、法第55条の5第1項及び第</u>

55条の6に規定する進学・就職準備給付金の支給に関する権限について、振興局長に委任する。

(進学・就職準備給付金申請書)

第24条 施行規則第18条の9第1項の規定による進学・就職準備給付金の支給の申請の様式の標準は、別記第57号様式とする。

(進学・就職準備給付金決定調書)

第25条 法第55条の5第1項の規定により進学・就職準備給付金を支給するときの決定調書は、別記第58号様式によるものとする。

(進学・就職準備給付金決定通知書)

第26条 法第55条の5第1項の規定により進学・就職準備給付金を支給するときは、別記第59号様式により通知するものとする。

55条の6に規定する進学準備給付金の支給に関する権限について、振興局長に委任する。

(進学準備給付金申請書)

第24条 施行規則第18条の9第1項の規定による進学準備給付金の支給の申請の様式の標準は、別記第57号様式とする。

(進学準備給付金決定調書)

第25条 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときの決定調書は、別記第58号様式によるものとする。

(進学準備給付金決定通知書)

第26条 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときは、別記第59号様式により通知するものとする。

別記第54号様式を次のように改める。

別記第54号様式（第21条関係）

年 月 日

就労自立給付金申請書

振興局長 様

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏 名	生 年 月 日
	年 月 日 (歳)

- 4 公金受取口座の利用について（どちらか1つを選択してください。）

利用する 利用しない

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出ください。

別記第57号様式及び別記第58号様式を次のように改める。

別記第57号様式(第24条関係)

年 月 日

進学・就職準備給付金申請書

振興局長 様

申請者 住所又は居所
(進学する者又は就職する者)
氏名
個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 進学・就職する先(大学等名、会社名等)
名称 _____
- 4 進学・就職後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)
 進学・就職前の住宅と同じ
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)
居住(予定)地 _____
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

(1) 進学の場合

- ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金延納(進学後に納付すること。)を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
 - ③ その他支給決定に当たり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

- ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - ・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - ・ その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
 - ③ その他支給決定に当たり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先(申請者名義の口座に限ります。)

公金受取口座 利用する 利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類は不要です。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店(ゆうちょ銀行を除く。)

記号 支店(ゆうちょ銀行のみ記載)預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)口座番号 (右に詰めて御記載ください。)(カナ)
口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

別記第58号様式(第25条関係)

進学・就職準備給付金決定調書					
ケース番号	対象者氏名			世帯主氏名	
決裁日 年 月 日	部長	副部長	課長	査察指導員	起案日 年 月 日
施行日 年 月 日					
完結日 年 月 日	起案者 所属 職氏名				
進学・就職準備給付金決定伺い 調書のとおり決定してよろしいか。 なお、御決裁の上は、例文により通知してよろしいか、併せて伺います。					
進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金 決 定 欄					
支給額 円 (進学先又は就職先) (進学後又は就職後の居住先)					
不 支 給 の 理 由					
進学・就職準備給付金を支給する場合、支給日					

別記第59号様式中「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、「支給方法」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の生活保護法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第9号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年11月1日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（指定証等の備付け、再交付、返納等） 第7条の3 略</p> <p>2 指定証等の交付を受けた者は、当該指定証等の記載事項に変更が生じたときは、緊急自動車（道路維持作業用自動車）・指定証（届出確認証）記載事項変更届（別記様式第6号の5）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、速やかに管轄警察署長を経由して公安委員会に届け出なければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>（運転者の遵守事項） 第12条 法第71条第6号の規定により、車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) 略</p> <p>(5)～(9) 略</p>	<p>（指定証等の備付け、再交付、返納等） 第7条の3 略</p> <p>2 指定証等の交付を受けた者は、当該指定証等の記載事項に変更が生じたときは、緊急自動車（道路維持作業用自動車）・指定証（届出確認証）記載事項変更届（別記様式第6号の5）に指定証等を添えて、速やかに管轄警察署長を経由して公安委員会に届け出なければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>（運転者の遵守事項） 第12条 法第71条第6号の規定により、車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>自転車</u>を運転するときは、携帯電話を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持して画像表示部を注視しないこと。</p> <p>(6)～(10) 略</p>

別記様式第6号から別記様式第6号の4までを次のように改める。

別記様式第6号 (第7条関係)

(表面)

和歌山県公安委員会指令第 一 号			
緊急自動車指定証			
年 月 日			
和歌山県公安委員会 印			
使用の目的			
使用者	住所 (所在地)		
	氏名 (名称)		
使用の本拠の位置			
用途又は外形		車名	
自動車登録番号又は 車両番号		自動車の種類	
車台番号		乗車定員	人

備考 用紙の大きさは、縦 18.0 センチメートル、横 13.5 センチメートルとする。

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この指定証は、当該自動車に常備しておくこと。
- 2 指定証の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに届け出ること。
- 3 次の場合は、この指定証を速やかに返納すること。
 - (1) 緊急自動車として使用する必要がなくなったとき又は使用できなくなったとき。
 - (2) 指定証の再交付を受けたとき。

別記様式第6号の2 (第7条関係)

(表面)

和歌山県公安委員会指令第 一 号			
道路維持作業用自動車指定証			
年 月 日			
和歌山県公安委員会 印			
使用の目的			
使用者	住所 (所在地)		
	氏名 (名称)		
使用の本拠の位置			
用途又は外形		車名	
自動車登録番号又は 車両番号		自動車の種類	
車台番号		乗車定員	人

備考 用紙の大きさは、縦 18.0 センチメートル、横 13.5 センチメートルとする。

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この指定証は、当該自動車に常備しておくこと。
- 2 指定証の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに届け出ること。
- 3 次の場合は、この指定証を速やかに返納すること。
 - (1) 道路維持作業用自動車として使用する必要がなくなったとき又は使用できなくなったとき。
 - (2) 指定証の再交付を受けたとき。

別記様式第6号の3（第7条の2関係）

（表面）

和歌山県公安委員会指令第 一 号			
緊急自動車届出確認証			
年 月 日			
和歌山県公安委員会 印			
使用の目的			
使用者	住所 (所在地)		
	氏名 (名称)		
使用の本拠の位置			
用途又は外形		車名	
自動車登録番号又は 車両番号		自動車の種類	
車台番号		乗車定員	人

備考 用紙の大きさは、縦 18.0 センチメートル、横 13.5 センチメートルとする。

（裏面）

注 意 事 項

- 1 この届出確認証は、当該自動車に常備しておくこと。
- 2 届出確認証の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに届け出ること。
- 3 次の場合は、この届出確認証を速やかに返納すること。
 - (1) 緊急自動車として使用する必要がなくなったとき又は使用できなくなったとき。
 - (2) 届出確認証の再交付を受けたとき。

別記様式第6号の4（第7条の2関係）

（表面）

和歌山県公安委員会指令第 一 号			
道路維持作業用自動車届出確認証			
年 月 日			
和歌山県公安委員会 印			
使用の目的			
使用者	住所 (所在地)		
	氏名 (名称)		
使用の本拠の位置			
用途又は外形		車名	
自動車登録番号又は 車両番号		自動車の 種類	
車台番号		乗車定員	人

備考 用紙の大きさは、縦 18.0 センチメートル、横 13.5 センチメートルとする。

（裏面）

注 意 事 項

- 1 この届出確認証は、当該自動車に常備しておくこと。
- 2 届出確認証の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに届け出ること。
- 3 次の場合は、この届出確認証を速やかに返納すること。
 - (1) 道路維持作業用自動車として使用する必要がなくなったとき又は使用できなくなったとき。
 - (2) 届出確認証の再交付を受けたとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第966号

令和6年度和歌山県環境衛生研究センター施設再整備事業に伴う移設業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年11月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 落札に係る業務の名称

和歌山県環境衛生研究センター施設再整備事業に伴う移設業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県環境衛生研究センター

和歌山市砂山南三丁目3番45号

3 落札者を決定した日

令和6年10月7日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社島津理化

東京都千代田区神田神保町一丁目32番地

5 落札金額

103,312,000円（うち消費税及び地方消費税の額9,392,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和6年9月10日

和歌山県告示第967号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和6年11月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30713009 29	医療法人南労会	リハビリ型デイサービス あじさい	和歌山県伊都郡かつらぎ 町笠田中256-1	通所介護	令和 6.10.31

30714011 98	株式会社エムズ・パート ナー	ケアステーションあゆむ	和歌山県海南市大野中74 7番地1 ハウスリット20 2号室	訪問介護	令和 6.10.31
----------------	-------------------	-------------	--------------------------------------	------	---------------

和歌山県告示第968号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年11月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン御坊店

和歌山県御坊市湯川町財部840番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(3) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 縦覧図書記載のとおり

(変更後) 縦覧図書記載のとおり

(4) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 縦覧図書記載のとおり

(変更後) 縦覧図書記載のとおり

(5) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 縦覧図書記載のとおり

(変更後) 縦覧図書記載のとおり

(6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 縦覧図書記載のとおり

(変更後) 縦覧図書記載のとおり

(7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 縦覧図書記載のとおり

(変更後) 縦覧図書記載のとおり

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 縦覧図書記載のとおり

(変更後) 縦覧図書記載のとおり

4 変更年月日

(1) 及び (2) 令和3年2月21日

(3) から (6) まで 令和7年6月11日

(7) 及び (8) 令和6年10月11日

5 変更理由

(1) 及び (2) 届出上の代表者の変更のため

(3) 実際の駐車需要に基づいた台数を届出するため

(4) 実際の駐輪需要に基づいた台数を届出するため

(5) 及び (8) 荷さばき施設の計画を見直したため

(6) 廃棄物保管施設の計画を見直したため

(7) 出入口の計画を見直したため

6 届出年月日

令和6年10月10日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県日高振興局地域づくり部地域づくり課（御坊市湯川町財部651）

御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地2）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和6年11月1日から令和7年3月3日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第969号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年11月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン田辺元町店

和歌山県田辺市上の山二丁目17番22号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時から午前0時まで

(変更後) 午前7時から午前0時まで

(2) 来客が駐車場（平面駐車場及び隔地駐車場）を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時50分から午前0時10分まで

(変更後) 午前6時30分から午前0時30分まで

4 変更年月日

令和6年10月11日

5 変更理由

来客の利便性向上のため

6 届出年月日

令和6年10月10日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域づくり部地域づくり課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（和歌山県田辺市東山一丁目5番1号）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和6年11月1日から令和7年3月3日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第970号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年11月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡印南町大字上洞字堂之串205の2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第971号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年11月1日

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡印南町大字榎川字芦川394
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第972号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年11月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町庄川字郷地谷917、918の3、918の5
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第973号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年11月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町大谷字井ノ谷530(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第974号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年11月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第975号

令和6年農林水産省告示第1725号（以下「告示第1725号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年11月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
栗山正子
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1725号のとおり

和歌山県告示第976号

令和6年和歌山県告示第905号（以下「告示第905号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を那智勝浦町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年11月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
前田三千雄
勝山文松
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第905号のとおり

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第3号

庁中一般
各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年11月1日

和歌山県会計管理者 高 橋 博 之

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
保管させる 出納員名	目的	交付限度額	保管させる 出納員名	目的	交付限度額
略			略		
東牟婁振興 局地域づく り部の出納 員	略	略	東牟婁振興 局地域づく り部の出納 員	略	略
東牟婁振興 局健康福祉 部の出納員	東牟婁振興局健康 福祉部の現金の収 納に際し必要なつ り銭に充てるため 。	<u>30,000円</u>			
略			略		

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。